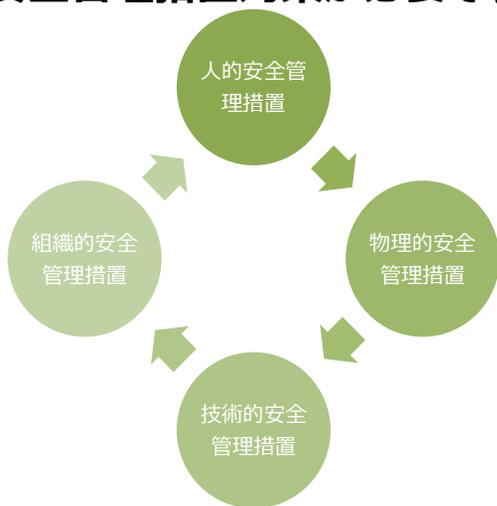


マイナンバーについての重要なご案内

平成28年1月より社会保障・税番号制度
(マイナンバー)が始まります！

企業として社員の方への指導や対応は
お済みですか！？

安全管理措置対策が必要です



対象者

- ・すべての企業が対象となります
- ・正社員以外に・パート・アルバイト社員や外国人労働者も対象
- ・本人だけでなく、家族（扶養親族）も対象
- ・講師や司会者など、報酬を支払う個人も対象

業務

- ・各種申請書類に自社の法人番号の記載が必要
- ・社会保険関連の各種帳票に記載が必要
- ・支払調書などに個人番号、法人番号が必要

管理

- ・個人番号の利用目的をあらかじめ明示が必要
- ・個人番号はより安全かつ適正な管理が必要
- ・退職者などのデータを消去する必要がある

従業員への指導は？企業としてやるべきことは？仕組みは変えないといけないの？

マイナンバーの取り扱いは厳格化されています

正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供

4年以下の懲役または200万以下罰金

業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用

3年以下の懲役または150万円以下の罰金

罰則強化!!

早急な対応が必要な場合は裏面をご確認ください

マイナンバー制度対応のためのスケジュール



事業者の対応は既に始まっています！

栄経営労務管理事務所では問題解決をサポートします！！

運用ツールのご提供

マイナンバー制度対策工程表

対象業務洗い出しチェックリスト

個人番号利用開始までのスケジュール雛形

基本方針雛形

取扱規程雛形

組織図雛形

利用目的明示の書類雛形

システム運用フロー図

個人番号回収フロー

個人番号運用状況の確認フロー

情報漏えい等事案に対する対策フロー

物理的安全管理措置チェックリスト

安全管理措置チェックリスト

下記の内容にひとつでも該当すれば、
早急に対策が必要です

企業に求められる対応

社内規定の見直し
(基本方針、取扱規程作成)

システム対応
(改修等)

安全管理措置
(組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制限)

社員教育研修
(勉強会の実施)

各種問い合わせはFAXにてお申し込みください【FAX 06-6926-4001】

貴社名			
ご住所	〒		
お名前			
ご連絡先	TEL	FAX	

栄経営労務管理事務所

大阪市北区東天満2-9-4千代田ビル東館306号

TEL 06-6926-4000

FAX 06-6926-4001